

災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（案）

ひたちなか市（以下「甲」という。）とひたちなか・那珂・大洗・東海 地域福祉関係団体連絡協議会（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、地震・風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、乙の協力を得て、乙の構成員が管理運営する施設を福祉避難所として避難者を受け入れるに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（利用対象者）

第2条 福祉避難所が受け入れる対象者は次に掲げるものとする。

- （1）乙の構成員が実施する障害福祉サービス・障害児福祉サービスの利用者
- （2）甲が指定する避難所（以下「指定避難所」という。）に避難し、その後避難所生活に困難が生じた障害者
- （3）その他甲及び乙が必要と認めたもの

（家族等の支援者）

第3条 福祉避難所においては、前条に規定する者のほか、その者の避難所生活における支援を行うために、必要な家族等の支援者を受け入れるものとする。

（使用する施設）

第4条 災害時において使用する福祉避難所は別に定める施設とする。

（開設の要請及び受諾）

第5条 甲は、指定避難所を開設した後、乙に対し福祉避難所を開設し、第2条に規定する対象者の受け入れについて、協力を要請することができる。

- 2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。
- 3 第1項の規定によらず、乙が自主的に避難者を受け入れた場合には、乙は速やかにその旨を甲に報告するものとする。

（避難者名簿の作成）

第6条 乙は避難者を受け入れるときは、氏名、年齢、住所等を記載した避難者名簿を作成するものとする。

（物資の調達及び介護支援者の確保）

第7条 甲は、避難者支援に必要な物資を調達し、乙に提供するよう努めるものとする。ただし、指定避難所が開設されていない時点で乙が福祉避難所を開設した場合は、その限りではない。

- 2 乙は、可能な範囲で人員の配置及び避難者の支援を行うものとする。

(福祉避難所の閉鎖)

第8条 甲は、災害の危険がなくなった場合、又は避難者を乙の構成員が管理運営する施設以外へ誘導した場合など、福祉避難所としての使用を閉鎖する場合は、乙に対しその旨を連絡する。

2 甲は、乙が早期に通常の施設運営を再開できるように配慮するとともに、当該福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(利用可能人員等)

第9条 甲及び乙は、福祉避難所の利用可能人員等、設置運営にあたって必要な事項について、あらかじめ協議するものとする。

(連絡調整体制の整備)

第10条 甲及び乙は、災害時における円滑な協力体制が図られるよう、平時から受入等に関する連絡調整体制の整備に努めるものとする。

(災害補償)

第11条 甲は、第5条第1項の規定に基づく業務を乙が遂行するにあたり、他人に損害を与えた場合(乙の故意又は重大な過失による場合を除く。)において、必要があると認めるときは、乙が負うべき損害賠償の責任の限度において賠償を行うことについて協議するものとする。

(有効期限)

第12条 この協定書の有効期限は毎年度末とし、甲乙双方に異議がない場合は、翌年度においても自動的に更新されるものとする。

(その他)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義や変更が生じた場合は、甲乙協議の上解決に努めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2部作成し、甲乙記名押印の上、各自その1部を保有する。

令和 年 月 日

甲：茨城県ひたちなか市東石川2丁目10番1号
ひたちなか市
ひたちなか市長

乙：茨城県ひたちなか市
ひたちなか・那珂・大洗・東海 地域福祉関係団体連絡協議会
会長